省エネ改修工事固定資産税減額申告書

令和　　年　　月　　日

　久慈市長　様

申　告　者　住所(所在地)

(納税義務者)

氏名(名　称)

電話

マイナンバー

　又は

法人番号

　地方税法附則第15条の９第９項又は第10項の減額を受けたいので、市税条例附則第10条の３第７項の規定により、次のとおり申告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 納税義務者の住所（所在地） | 　 |
| 納税義務者の氏名（名称） | 　 |
| 家屋の所在地 | 　久慈市 |
| 家屋番号 | 　 |
| 種類（用途） |  | 構造 |  |
| 床面積 | 　㎡ | (うち居住の用に供する部分　　　　　　㎡) |
| 建築年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 登記年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 改修工事内訳 | 費用など | 　省エネ改修工事費用 | 円 |
| 工事完了日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 改修工事完了の日から３か月以内に提出できなかった場合はその理由 |  |
|  |  | 番号確認 |  | 身元確認 |  |
|  |  | 　確認書類　　マイナンバーカード・運転免許証　　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

【添付書類】

①建築士等の発行する熱損失防止改修工事証明書

②領収書の写し（改修工事費用を確認できるもの）

③改修工事の明細書の写し、改修工事個所の図面・写真（改修前・改修後）

熱損失防止改修工事証明書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 証明申請者 | 住　所 | 　 |
| 氏　名 | 　 |
| 家屋番号及び所在地 |  |
| 工事の種類及び内容 | 必須となる改修工事 | 　窓の断熱性を高める改修工事 |
| 上記と併せて行った改修工事 | １　天井等の断熱性を高める改修工事２　壁の断熱性を高める改修工事３　床等の断熱性を高める改修工事 |
| 工事の内容 |  |
| 熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額（全体工事費） | 円 |
| 上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額 | 円 |

　上記の工事が地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事に該当することを証明します。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関 | 氏名又は名称 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 |  | 登　録　番　号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合 | 指定・登録年月日及び指定・登録番号 |  |
| 指定・登録をした者 |  |
| 建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築事務所 | 名　　　　称 |  |
| 所　在　地 |  |
| 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 |  |
| 登録年月日及び登録番号 |  |
| 指定確認検査期間が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 | 氏　　　　名 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 建築士の場合 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 |  | 登　録　番　号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 建築基準適合判定資格者の場合 | 登　録　番　号 |  |
| 登録を受けた地方整備局等名 |  |
| 登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者 | 氏　　　　名 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 建築士の場合 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 |  | 登　録　番　号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 建築基準適合判定資格者の場合 | 合格通知日付又は合格証書日付 |  |
| 合格通知番号又は合格証書番号 |  |

備　考

１　｢証明申請者｣の｢住所｣及び｢氏名｣の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること

２　｢家屋番号及び所在地｣の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。

３　｢工事の種別及び内容｣の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、｢必須となる改修工事｣の欄注｢窓の断熱性を高める改修工事｣とあるのは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第３号)別表第１に掲げる地域の区分におけるⅥ地域にあっては、｢窓の日遮蔽性を高める改修工事｣とする。

　(1)　｢上記と併せて行った改修工事｣の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事（以下｢熱損失防止改修工事｣という。）により新たに現行の省エネ基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。

　(2)　｢工事の内容｣の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当する認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。

４　｢熱損失防止改修工事の費用の額｣の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った｢上記と併せて行った改修工事｣の１から３のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。

５　｢証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関｣の欄における｢氏名又は名称｣及び｢住所｣の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に建築基準法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更を行った名称及び住所を、登録住宅評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に住宅の品質確保の促進等に関する法律第10条第２項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

６　｢登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者｣の欄における｢建築基準適合判定資格者検定合格者の場合｣の｢合格通知日付又は合格証書日付｣及び｢合格通知番号又は合格証書番号｣の欄について、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。